

2014年（平成26年）7月8日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
衆議院議長 伊吹文明 殿
参議院議長 山崎正昭 殿

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団
代 表 浅石 紘 爾

抗 議 と 申 入 書

原子力規制委員会設置法第1条は、福島原発事故を契機に、原子力事故の発生
の防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、安
全の確保を図るため必要な施策を策定・実施することとし、その委員長及び委
員は中立公正な立場で独立して職権を行使し、もって国民の生命、健康及び財
産の保護、環境の保全などに資することを目的とする旨規定している。

安倍内閣は、委員2名の改選にあたり、その一人に田中知氏を推挙し、20
14年6月11日国会の同意を得た。

また、同法7条は、委員長及び委員は、人格が高潔であって原子力利用にお
ける安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有することを資
格要件としている。

田中氏は、元原子力学会会長や経済産業省審議会の原子力部会長、原子力産
業協会理事などを歴任し、これまで原子力を積極的に推進する立場で活動して
きた、いわゆる“原子カムラ”の中心人物であり、電力関係から金銭の供与を
受けたり、事業の推進に助言を与えるなどの癒着が指摘されてきた。

そのため、国会においても野党がこぞって反対したいわくつきの人物である。

ところで、2014年7月5日付朝日新聞の報道によると、田中氏が、日本
原燃から2009年から2013年度までの間に報酬(金額不明)を支給され、
また、原子力産業5社から報酬や寄付金を受領していた事実が発覚した。規制
委員会発足当初「年間50万円以上の報酬を受けていた人は委員から除外する」
政府ガイドラインや規制委員会内規が策定されており、受領金額を自己申告書
に記載することを義務付けていたところ、田中氏はこれを怠ったものであり、

重大な義務違反がある。到底、規制委員としての中立・公正性は認められないし、原子力業界の紐つき疑惑にまみれた人物に人格の高潔性を期待することもできない。

この虚偽申告は、適格性を欠くことを十分わかっていて敢えて金銭受領の事実を隠し、国会を欺き同意を得たもので、これは国民を欺いたことに等しい。

内閣総理大臣も任用にあたり、田中氏の申告を軽信することなく原子力事業者や関連業者に対する事実調査を実施して金銭供与の有無を慎重に確認すべきであったのに、その確認を怠って候補指名し国会に同意を求めた点は、軽率のそしりを免れない。

また、日本原燃も田中氏が政府ガイドライン等に違反していることを知りつつ黙過した点は同罪と言わざるをえない。

本年9月には委員が交替して田中氏が正式な規制委員に任命されることになるが、そうなると独立性と中立・公正性を保持すべき規制委員会の権威は大幅に損なわれ、ひいては原子力の安全をつかさどる同委員会に対する国民の信頼を失墜させることになる。

よって原告団は、委員資格要件を欠いた田中氏に対し、国会は任命の同意を取消し、内閣総理大臣は同氏を正式任命しないよう強く申入れる。